

飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱及び飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月9日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱及び飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

(飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱の一部改正)

第1条 飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱(平成24年飯塚市告示第66号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
構成団体	推薦人数	構成団体	推薦人数
(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市シニアクラブ連合会	1名	飯塚市老人クラブ連合会	1名
(略)	(略)	(略)	(略)

(飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱(平成24年飯塚市告示第145号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>飯塚市シニアクラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱</u> (趣旨)	<u>飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱</u> (趣旨)
第1条 この告示は、本市の高齢者福祉の振興に資する <u>飯塚市シニアクラブ連合会</u> (以下「 <u>飯シ連</u> 」という。)の活動を助成するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。	第1条 この告示は、本市の高齢者福祉の振興に資する <u>飯塚市老人クラブ連合会</u> (以下「 <u>飯老連</u> 」という。)の活動を助成するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、高齢者の知識及び経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動及び高齢者相互支援活動で、明るい長寿社会づくりに資する飯シ連、支部及び単位クラブの活動並びに活動推進員の設置に関する事業とする。

(実績報告)

第5条 飯シ連は、補助金の交付を受けた場合、規則第13条の規定により当該年度終了後、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、高齢者ネットワーク推進事業に係る実績報告は、福岡県老人クラブ連合会に提出する報告書等の写しの提出をもって、実績報告に代えるものとする。

(帳簿の備付け)

第6条 飯シ連は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事業報告の聴取等)

第7条 市長は、飯シ連の補助事業に係る活動及び経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、高齢者の知識及び経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動及び高齢者相互支援活動で、明るい長寿社会づくりに資する飯老連、支部及び単位クラブの活動並びに活動推進員の設置に関する事業とする。

(実績報告)

第5条 飯老連は、補助金の交付を受けた場合、規則第13条の規定により当該年度終了後、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、高齢者ネットワーク推進事業に係る実績報告は、福岡県老人クラブ連合会に提出する報告書等の写しの提出をもって、実績報告に代えるものとする。

(帳簿の備付け)

第6条 飯老連は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事業報告の聴取等)

第7条 市長は、飯老連の補助事業に係る活動及び経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、

又は必要な指示をすることができる。

別表(第3条関係)

補助金の名称	補助金の限度額
1 高齢者社会活動推進等事業 (1) シニアクラブ助成事業 (2) 飯塚市シニアクラブ連合 会活動促進事業 ア～ウ (略) (3) (略)	(1) (略) (2) ア～ウ (略) (3) (略)
2 (略)	(略)
3 シニアクラブ活動推進員設 置事業	予算に定める額

又は必要な指示をすることができる。

別表(第3条関係)

補助金の名称	補助金の限度額
1 高齢者社会活動推進等事業 (1) 老人クラブ助成事業 (2) 飯塚市老人クラブ連合会 活動促進事業 ア～ウ (略) (3) (略)	(1) (略) (2) ア～ウ (略) (3) (略)
2 (略)	(略)
3 老人クラブ活動推進員設置 事業	予算に定める額

附 則

この告示は告示の日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の飯塚市シニアクラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年6月1日から適用する。